

九州大学総長

久保 千春 殿

九州大学 海外留学に係る誓約書

私()は、以下のプログラムによる海外留学にあたり、九州大学学生としての自覚と責任を持って行動し、学修活動等に精励するとともに、次の各事項について確認し、実行することをここに誓約します。

- 九州大学 大学間学生交流協定校への交換留学
- トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム ※該当するプログラムにチェックしてください。

[共通]

1. 渡航先国の法令および留学先・受入先機関の規則等を遵守します。
2. 留学出発前に九州大学指定の海外旅行傷害保険に加入します。ただし、留学先・受入先機関、渡航国が別に指定する保険がある場合は、これに加入します。
※場合によっては、九州大学が指定する保険及び留学先・受入先機関／国が指定する保険の両方に加入する必要があります。
3. パスポートやビザの取得、所属学部／学府における留学手続き、留学費用(渡航費、滞在費)の支払い等、留学に必要な諸手続きは、自らの責任において遺漏なく行います。
4. 留学出発前から留学終了後まで留学課との連絡を密に行います。とくに留学中は、計画変更などが必要な場合には、必ず事前に保証人、留学課、および留学先・受入先機関に相談します。
5. 渡航先所在地及びその近隣地域において天災、災害、テロなど不測の事態が生じた場合は、必ず直接または保証人を通じて留学課に安否を連絡します。
6. 渡航先の治安や衛生状況等に問題があり、九州大学が留学の延期、中止、帰国を決定した場合は、これに従います。
7. 連絡先、滞在先に変更がある場合は留学課に連絡します。
8. 留学に伴う在学期間の延長(留年)の可能性などについては、所属学部・学府指導教員および学生担当係等と相談の上、事前に把握済みであり、保証人もこれに同意しています。
9. 帰国後は、説明会、オリエンテーション、次年度留学者へのアドバイスなどに積極的に協力します。
10. 各奨学金授与団体の定める奨学金・渡航費支援の受給要件・義務を確認し、自らの責任において必要書類の提出等を行います。

受給奨学金・渡航費支援の種類 (該当者は、にチェックを入れること。)

- 九州大学交換留学奨学金
- 日本学生支援機構 海外留学支援制度(協定派遣)奨学金
- LMU-DAAD奨学金
- TOMODACHI(住友商事)奨学金プログラム
- 渡邊利三寄付奨学金
- 百賢奨学金
- 経団連グローバル人材スカラーシップ
- 福岡よかトピア国際交流財団 日本人大学生留学奨学金
- 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム
- 九州大学基金支援助成事業「海外留学支援事業」(学部・大学院共通 海外留学渡航支援)
- 九州大学基金 中本博雄賞「海外留学支援事業」(学部 交換留学支援)
- 九州大学「海外留学支援事業」(大学院 中・長期留学支援)
- その他()

[九州大学大学間学生交流協定校への交換留学生のみ]

11. 大学間学生交流協定校への交換留学は、単位を取得することを目的とし勉学に励みます。
12. 大学間学生交流協定校への交換留学期間は最長1年間で、1年を超える延長は認められないことを理解し、留学後は帰裏面に続く

国して、九州大学に引き続き在籍します。

13. 留学中および留学終了後は提出期限内に所定の報告書を留学課へ提出します。報告書を提出しない場合には、交換留学生としての身分を失う場合があることに同意します。

[以下、該当者のみ]

九州大学交換留学奨学金受給者（該当者は、にチェックを入れること。）

14. 奨学金受給のために、毎月決められた期日までに在籍確認書の提出および電子メールでの在籍確認を行います。在籍確認書の提出および電子メールでの在籍確認が行われない場合は、当月の奨学金を受給することができないことを了承します。

15. 奨学金受給期間中および終了後は、期日までに定められた報告書を提出します。報告書を提出しない場合は、それまでに受けとった奨学金のすべてを返納します。

日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）奨学金受給者（該当者は、にチェックを入れること。）

16. 奨学金受給のために、毎月決められた期日までに在籍確認書の提出および電子メールでの在籍確認を行います。在籍確認書の提出および電子メールでの在籍確認が行われない場合は、当月の奨学金を受給することができないことを了承します。

17. 奨学金受給期間中および終了後は、期日までに定められた報告書を提出します。

18. 留学先大学で履修した授業科目の九州大学での単位認定状況を、留学課へすみやかに報告します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム（該当者は、にチェックを入れること。）

19. 奨学金受給のために、毎月決められた期日までに月次報告書及び在籍確認書を提出します。月次報告書及び在籍確認書提出しない場合は、当月の奨学金を受給することができないことを了承します。また、奨学金受給資格を失う場合があることを了承します。

20. 留学期間（留学開始日、終了日）や留学先期間など、留学計画に変更が生じた場合は速やかに連絡します。

21. トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムが主催する事前・事後研修に出席し、留学終了後のレポート等は期限内に提出します。

留学候補者

九州大学 海外留学に係る誓約書に記載された内容に同意します。

署名：_____

留学先・渡航先機関：_____

留学予定期間：20 年 月 ～ 20 年 月

加入海外旅行傷害保険の保険期間：20 年 月 ～ 20 年 月

所属学部／学府：_____ 学生番号：_____

~~~~~

上記候補者が、誓約のうえ留学することを承諾します。

### 保証人

氏名：(ご署名) \_\_\_\_\_ 印

住所：〒 \_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

留学候補者との関係：\_\_\_\_\_